

広島県告示第八百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十一年十月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年九月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

尾道新市線

三 道路の区域

| 区 間 | | 新 旧 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備 考 |
|--|---|------------------|----------------|-----------------|--------------|-----|
| 新 | 旧 | 新 | 旧 | | | |
| 福山市芦田町大字下有地九番二地先から 福山市芦田町大字下有地九番八地先まで | | 一・一・五〇 二・三・六〇 | 三・一〇〇 三・四〇〇 | 四一・八〇 | 四二・八〇 | 拡幅 |
| 福山市芦田町大字下有地九番六地先から 福山市芦田町大字下有地九番八地先まで | | 三・〇〇〇 五・五〇〇 | 七・四〇〇 七・〇〇〇 | 五五・五〇 | 五四・五〇 | 拡幅 |